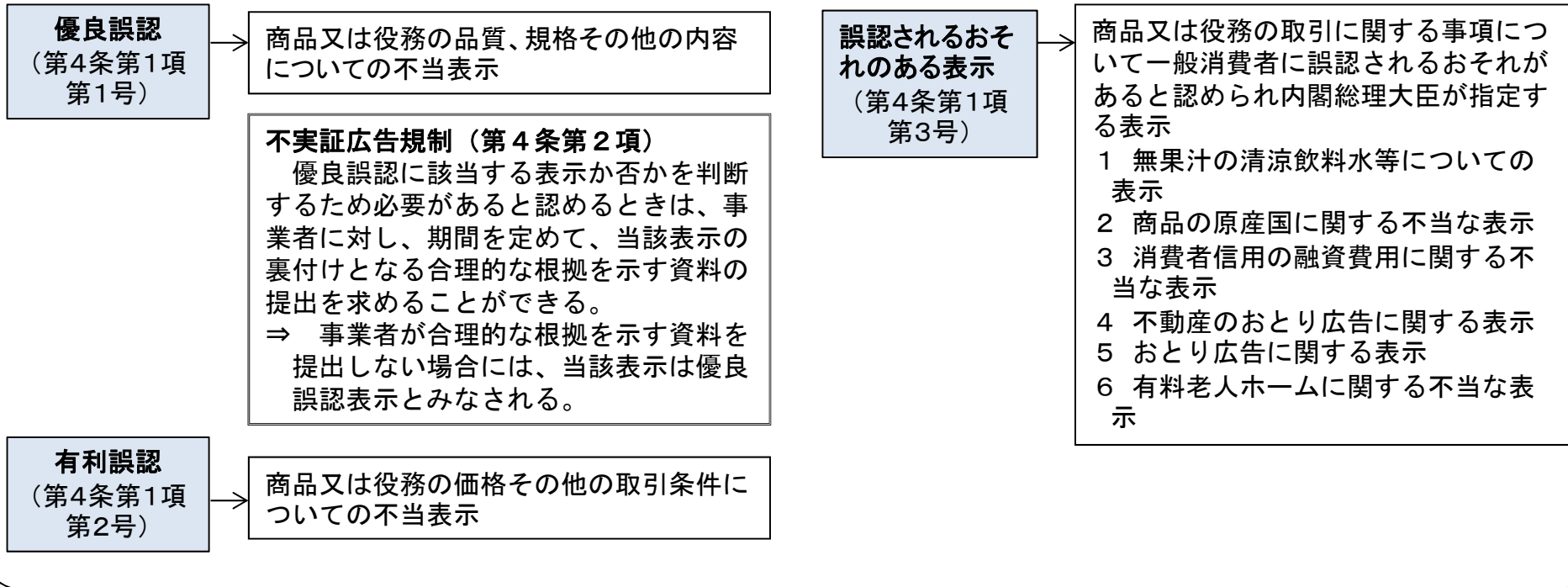


景品表示法上の不当表示に対する
経済的不利益の賦課に係る要件・手続について

第1 対象事案 ①対象行為

対象行為の基本的な考え方

○景品表示法における不当表示規制の対象



○行政手法研究会取りまとめ

制度の趣旨・目的及び不当表示事案の現状・・・を踏まえ、対象事案をどのように絞り込むかについて検討を行う必要がある。具体的には、不当表示の程度及び範囲並びに被害拡大のおそれが大きな場合や、一定の主観的要件が認められるような場合であって、相当程度のやり得が残るような事案などを対象とすることが考えられる(その際、事業の性格を考慮し、事業活動が萎縮しないよう配慮する必要がある。)が、事案の絞り込みについては、過去の不当表示事案などを分析して、検討する必要がある。

第1 対象事案 ①対象行為

○ 不当表示に対する措置命令事件における景品表示法第4条各号の適用状況

	平成21年度 (平成21年9月～)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (～平成26年1月)	合計
第1号(優良誤認)	5	16	19	29	23	92
第4条第2項適用 (不実証広告)	0	0	3	5	5	13
第2号(有利誤認)	0	6	11	9	3	29
第3号(指定告示規制)	1	2	0	2	2	7
合計	6	24	30	40	28	128

(注) 関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は措置命令件数(124件)の合計と一致しない。

○ 景品表示法の目的である「一般消費者の利益を保護する」(第1条)ことを実現するため、違法行為の的確な抑止を図る観点からは、法が禁止している表示について、措置命令と同様に全て経済的不利益の賦課の対象とすることも考えられる。

○ しかしながら、措置命令と経済的不利益の賦課とは、内容・効果が異なることから、法が禁止・規制している表示について、それぞれ経済的不利益の賦課の対象とすべきか検討する必要がある。

優良誤認・有利誤認(第4条第1項第1号・第2号)

- 「著しく優良」又は「著しく有利」に誤認させる場合は、景品表示法による不当表示規制の中心となるものであり、また、類型的に「不当表示の程度及び範囲並びに被害拡大のおそれ」が大きいと考えられる。
- 実際、過去の措置命令事案をみると、案件数の大半を占めており、抑止の必要性が大きい。



優良誤認・有利誤認となる表示行為については、対象行為とすることとすべきではないか。

なお、優良誤認・有利誤認の内容については、明確にするためにガイドライン等を設けているところであるが、違反行為の抑止のために新たな措置を講ずるに当たって、対象行為を具体的に把握することができるよう、更にその周知を図ることにも努めるものとする。

※ 「断定的判断の提供」、「不利益事実の不告知」及び「事業者の属性に関する虚偽説明」に当たるような表示等、現行の不当表示に該当する表示類型以外の表示類型については、それが一般消費者を誤認させるものであれば、いずれも現行法上の優良誤認・有利誤認で対応することができる場合がある。

(例えば、供給を受けた商品に付された表示の削除、デメリット事項の不表示、商品の考案者に関する表示が不当表示に該当する可能性がある(参考:公正取引委員会平成4年8月5日排除命令(平成4年(排)第6号)、同昭和57年11月30日排除命令(昭和57年(排)第8号)、同平成20年10月15日排除命令(平成20年(排)第47号)、同平成16年7月13日排除命令(平成16年(排)第12号))。)

第1 対象事案 ①対象行為

指定告示に係る表示(第4条第1項第3号)

○ 不当表示に係る行為の差止め等をするのみではなく、経済的不利益を賦課する処分を行うものであることをどう考えるか。

⇒ 経済的不利益の賦課処分は、威嚇効果・抑止効果が強く、その対象行為を法律で定めるべきであり、告示事項をそのまま包括的に対象とすることは適当ではない。

○ 現時点において指定されている表示類型を法定し、対象行為とすべきか。

※ 平成21年独占禁止法改正:それまで告示で指定されていた「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)の一部について、法定した上で課徴金賦課の対象とすることとしている。

⇒ 指定の対象となる表示は、「著しく優良」又は「著しく有利」に誤認させる表示ではなく、「誤認されるおそれがある表示」(紛らわしい表示)であり、「不当表示の程度及び範囲」が大きくないものも含まれる。また、要件として一般消費者に誤認されるおそれしか必要でないことから、当該表示を抑止する必要性が優良誤認・有利誤認と同様にあるか検討する必要。

⇒ 過去の措置命令事案をみても、案件数は少なく、その抑止のために新たに経済的不利益を賦課する必要性は必ずしも大きくない。

※ 消費者庁移管後の執行(平成21年9月～平成26年1月)において、指定告示規制のみで措置命令を命じている事件は、5件(124件中)のみ。

これらを踏まえ、指定告示に係る表示行為を対象行為とするかどうかについて、どう考えるか。

第1 対象事案 ①対象行為

不実証広告(第4条第2項)

○不実証広告規制の概要

優良誤認表示の疑いがある場合、内閣総理大臣は、当該表示を行った事業者に対し、その表示の裏づけとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、当該事業者が当該資料を提出しないときは、景品表示法第6条(措置命令)の適用については、優良誤認表示とみなす。

○不実証広告規制の趣旨(東京高判平成22年11月26日)

「同法4条2項が新設されたのは、従前は、被告が、表示が実際のものよりも著しく優良であると示すものかどうかを調査して実証しなければならず、判断が下されるまでに多大な時間を要していたことについて、表示に対する消費者意識の高まりを受け、立証責任を事業者に転嫁し、表示が実際のものよりも著しく優良であると示すものでないことを事業者が立証しなければならないものとしたのである。すなわち、当該商品に付された表示に沿った効果・性能を有しない商品が販売されると、公正な競争を阻害し、一般消費者の利益を損なうおそれが強いが、他方、被告が表示に沿った効果・性能を立証するためには、専門機関による調査、鑑定等に多大な時間を要し、その間も当該商品が販売され続け、一般消費者の被害が拡大するおそれがあることに鑑み、迅速・適正な審査を行い、速やかに処分を行うことにより公正な競争を確保し、これにより一般消費者の被害の拡大を防いで、一般消費者の表示に対する信頼を保護し、その利益を保護しようとするものである。そうすると、事業者が一般消費者向けに販売する商品について、効果・性能の優良性を示す表示を行う場合は、表示に沿った効果・性能がないかもしれないことによる不利益は一般消費者に負担させるべきではなく、当該商品に関する情報へのアクセスが容易であり、知識・判断力等において優る表示者(事業者)が負担すべきこととなる。また、事業者は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料をあらかじめ有した上で表示を行うべきであり、かかる資料を有しないまま表示をして販売を行ってはならないのである。その結果、同条1項1号に該当するおそれがある表示をした事業者が当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を提出できない場合は、排除命令の準用において、当該表示が同号に該当する表示であるとみなされることになるのである。」

第1 対象事案 ①対象行為

⇒ 不実証広告規制は、消費者被害拡大の防止の観点から、迅速に措置命令を発令することができるようにするため、優良誤認表示の疑いがある表示を「第6条の規定（措置命令）の適用」について優良誤認表示とみなすもの（将来の表示について、また、その表示を一切禁止するのではなく、「合理的な根拠を示す資料」なく表示をすることを禁止するもの。）。

（参考）不実証広告規制に係る措置命令事案の例

A社は、その販売する美容機器について、その会報誌等において、本件商品を使用することにより、細胞の活性化、脂肪分解効果、殺菌効果等が得られると認識される表示をしていた。

しかし、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求められたA社は、当該表示の裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

第1 対象事案 ①対象行為

- 不実証広告規制に係る表示は、
 - ・ 一般消費者に広範囲かつ重大な影響を及ぼす事案も多いと考えられること、
 - ・ 当該表示は「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」がないものであり、不当表示である蓋然性があることから、現行法で行政の立証が緩和されている不実証広告規制に係る表示についても、その抑止の実効性を更に高める必要があると考えられるのではないか。

- 他方で、不実証広告規制に係る表示は、行政が資料を要求する特定の時点において、「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」がない不当表示の疑いのある表示に過ぎず、実体法的に不当表示ではない(措置命令の適用について不当表示とみなされるものに過ぎない。)
当該資料がないことのみをもって、措置命令と比べて事業活動への威嚇効果・抑止効果が強い経済的不利益賦課の処分においても、行政の立証を緩和し、不当表示とみなすことについて、合理性があるか。



不実証広告規制に係る表示行為を対象行為とするかどうかについて、どう考えるか。

主観的要素

○行政手法研究会取りまとめ

制度の趣旨・目的及び不当表示事案の現状…を踏まえ、対象事案をどのように絞り込むかについて検討を行う必要がある。具体的には、不当表示の程度及び範囲並びに被害拡大のおそれが大きな場合や、一定の主観的要件が認められるような場合であって、相当程度のやり得が残るような事案などを対象とすることが考えられる(その際、事業の性格を考慮し、事業活動が萎縮しないよう配慮する必要がある。)が、事案の絞り込みについては、過去の不当表示事案などを分析して、検討する必要がある。

経済的不利益の賦課の要件として、違反行為についての主観的要素を必要とするかどうかについては、

- ① 措置命令を発令するに際しては、特段の主観的要素は必要とされていない。
なお、現行の課徴金制度の多く(独占禁止法・金融商品取引法。公認会計士法を除く。)において、課徴金納付命令の要件としては、主観的要素を必要としていない。
- ② 違反行為とは別途の認定を必要とする場合には、執行の負担や制度の機動性に影響を及ぼすおそれがある。
- ③ 主観的要素の有無にかかわらず、違反行為者には、不当表示による「やり得」が生じている(ただし、主観的要素を問わないため、消費者が違反行為者に民法上請求できないものも含まれる。)

などの観点から、主観的要素を必要としないとすることが考えられる一方、

- ① 現行の課徴金制度(独占禁止法・金融商品取引法)において主観的要素が課徴金納付命令の要件とされていないといっても、課徴金の対象となる行為や規制の態様はそれぞれ異なり、当該行為を構成する要素も様々である。
- ② 経済的不利益の賦課は措置命令と比べて事業活動への威嚇効果・抑止効果が強い不利益処分であるため、対象行為の範囲が広過ぎれば、事業活動が必要以上に萎縮し、その結果、消費者の利益が害される側面もある(表示が過度に抑制的になるおそれなど)。
- ③ 表示をする際に適切な注意を尽くしていたとしても、結果的に当該表示が不当表示であったとして経済的不利益を賦課することは、経済的不利益を賦課することにより、事業者が不当表示を行うことへのインセンティブを削いで違反行為を抑止するという目的を超えた手段となるおそれがある(結果として、不当表示をしないように注意をしようとするインセンティブにつながらず、期待した抑止効果が働かなくなる場合が生じることも考えられる。)
- ④ 対象とする事案が広がる一方で執行が不十分となれば、不当表示に対する威嚇としての抑止効果が不十分となる(行政資源の効率的な活用により、必要十分な抑止効果を確保すべき。)

などの観点から、主観的要素を必要とすることも考えられる。

第1 対象事案 ②主観的要素

○ さらに、措置命令と同様に何ら主観的要素を考慮せず、経済的不利益を賦課することに関し、妥当性について検討を要すると思われる事案もあると考えられる。

例えば、輸入販売業者が、海外の製造業者に対して適切な指示を行い、かつ、表示の内容等に係る確認を適切に行ったにもかかわらず、その製造業者のミスや虚偽の説明などにより、結果として表示が誤ったものとなってしまったような場合。一般消費者の誤認を排除するために措置命令の必要性は十分に認められるが、違反行為の抑止を目的として当該輸入販売業者に対して経済的不利益を賦課することについての一般的な妥当性について、どう考えるか。

(参考) 不当表示の主体(東京高判平成20年5月23日)

「商品を購入しようとする一般消費者にとっては、通常は、商品に付された表示という外形のみを信頼して情報を入手するしか方法はないのであるから、そうとすれば、そのような一般消費者の信頼を保護するためには、「表示内容の決定に関与した事業者」が法4条1項の「事業者」(不当表示を行った者)に当たるものと解すべきであり、そして、「表示内容の決定に関与した事業者」とは、「自ら若しくは他の者と共同して積極的に表示の内容を決定した事業者」のみならず、「他の者の表示内容に関する説明に基づきその内容を定めた事業者」や「他の事業者にその決定を委ねた事業者」も含まれるものと解するのが相当である。そして、上記の「他の者の表示内容に関する説明に基づきその内容を定めた事業者」とは、他の事業者が決定したあるいは決定する表示内容についてその事業者から説明を受けてこれを了承しその表示を自己の表示とすることを了承した事業者をいい、また、上記の「他の事業者にその決定を委ねた事業者」とは、自己が表示内容を決定することができるにもかかわらず他の事業者に表示内容の決定を任せた事業者をいうものと解せられる。」

⇒ 主観的要素に関する要件については、これらの考え方と制度の目的・趣旨を踏まえ、例えば、次の各案が考えられるのではないか。

第1 対象事案 ②主観的要素

(A案) 主観的要素を要件としない (全ての事案を対象とする)	(B案) 原則全ての事案を対象とした上で、 一定のものを例外的に除外する	(C案) 主観的要素を要件とする
<p>主観的要素を問わず、違反行為者に対して経済的不利益を賦課する。</p>	<p>違反行為者に対して、原則として経済的不利益を賦課する。</p> <p>ただし、当該違反行為者が注意義務を尽くしていたこと(不当表示を意図的に行ったものではなく、かつ、一定の注意義務を尽くしたことを立証することができたときは、例外的に経済的不利益を賦課しない。</p>	<p>違反行為者に対して、経済的不利益を賦課すべきと考えられる程度の主観的要素(例えば、不当表示を意図的に行っていたり、一定の注意義務違反があったりすること)が認められる場合に、賦課の対象とする。</p>
<p>○ 制度の機動性に資するものとなるため、違反行為の抑止を効率的に実現できるが、制度の趣旨・目的との関係の整理が必要となるのではないか。</p> <p>⇒ 制度の趣旨・目的について、「不当表示の抑止による消費者被害の発生・拡大の防止」に加えて、又はこれに代えて、「違反行為者の「やり得」のはく奪」それ自体を目的とすることが必要となるのではないか。</p> <p>(「不当表示の抑止」という目的の達成のための手段としては、意図的に不当表示を行ったり、注意義務を尽くしていなかった場合に、経済的不利益を賦課すれば必要かつ十分ではないか。)</p> <p>⇒ また、上記のように「やり得」のはく奪を制度の趣旨・目的とした場合、その趣旨・目的からすれば、賦課すべき金額は、当該違反行為者の実際の「やり得」に相当する金額とすべき(個々の事案ごとに個別の方法により算定すべき)であるが、そのように非画一的な制度設計とすることが適当といえるか。</p>	<p>○ 制度の趣旨・目的について、「不当表示の抑止による消費者被害の発生・拡大の防止」とする場合、その趣旨・目的に合致する。</p> <p>○ 違反行為の抑止を効率的に実現できる(経済的不利益の賦課を免れるためには、違反行為者において、例外要件に該当することを立証する必要があるため、制度の機動性への影響は大きくない)と考えられる。</p> <p>○ 例外的に対象から除外する要件については、法人が違反行為者となる場合が多いこと等を踏まえ、不当表示を防ぐために必要な適切な管理がされていないことなどを客観的な要件として定めることも考えられる。</p> <p>○ 例外要件の立証については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 違反行為の抑止という政策目的の達成の観点から合理性があること ② 違反行為者による不当な表示行為の存在を前提とするものであり、立証事項は違反行為者自らの事由であって、その立証が過大な負担となるものではないこと <p>から、違反行為者が行うべきこととしても、合理性があると考えられるのではないか。</p>	<p>○ 制度の趣旨・目的について、「不当表示の抑止による消費者被害の発生・拡大の防止」とする場合、その趣旨・目的に合致する。</p> <p>(「不当表示の抑止」という目的の達成のための手段としては、意図的に不当表示を行ったり、一定の注意義務を尽くしていなかった場合に、経済的不利益を賦課すれば必要かつ十分であると考えられる。)</p> <p>○ 違反行為があることに加えて、一定の要件が加重されることになることから、その認定等のために執行の負担や制度の機動性に影響が生じ得る(9ページ)。</p> <p>○ 主観的要素の要件としての定め方は、法人が違反行為者となる場合が多いこと等を踏まえ、不当表示を防ぐために必要な適切な管理がされていないことなどを客観的な要件として定めることも考えられる。</p>

規模基準(裾切り)

○行政手法研究会取りまとめ

制度の趣旨・目的及び不当表示事案の現状…を踏まえ、対象事案をどのように絞り込むかについて検討を行う必要がある。具体的には、不当表示の程度及び範囲並びに被害拡大のおそれが大きき場合や、一定の主観的要件が認められるような場合であって、相当程度のやり得が残るような事案などを対象とすることが考えられる

- 対象とする事案が広がる一方で執行が不十分となれば、不当表示に対する威嚇としての抑止効果が不十分となる（行政資源の効率的な活用により、必要十分な抑止効果を確保すべき。）。
- 賦課金額が少額の場合は、不当表示に対する威嚇としての抑止効果が小さい。
- 事業者（特に中小事業者）や、消費者に与える影響を考慮することが必要。



執行の負担などを見据えながら、「やり得」が残っているような事案が対象となり、かつ、違反行為の抑止という政策目的の達成のために必要な措置として機能するように、過去の措置命令事案も踏まえながら、適切な要件設定をすべきではないか。

除斥期間

(参考)

○平成19年6月14日参議院財政委員会における金融庁総務企画局長答弁

除斥期間をどの程度とするかにつきましては、できるだけ真実の事実関係を発見した上でこれに法的効果を及ぼすべきとの要請と、一方で、法的安定性との間でバランスを考慮する必要があるわけでございます。

公認会計士監査における虚偽証明につきましては、被監査会社の虚偽記載の事実が固まってから更なる調査が必要と考えられますことから、一定の長さの除斥期間を確保することで実効的な違反行為の抑止を図ることが妥当と考えられるところでございます。

- 違反行為に対しては経済的不利益を賦課し、違反行為の抑止を図るべきであるが、他方、法的安定性との間でバランスを考慮する必要がある。
- 違反行為から相当期間が経過した場合には、執行の負担(賦課金額の算定等に必要調査等)や違反行為者の負担も考慮する必要がある。



除斥期間を設けることとし、その具体的期間については、執行の負担などを考慮し、過去の措置命令事案も踏まえながら、適切な設定をすべきではないか。

賦課金額の算定の基本的な考え方

○行政手法研究会取りまとめ

制度の趣旨・目的を踏まえ、その目的達成のために必要・合理的な賦課金額の算定方法を定めることが必要である。売上額に一定の比率を乗じるような算定方法も考えられるが、不当表示事案には様々な態様があることから、このような一律の算定方法が妥当かどうかについても検討を行う必要がある。

- 違反行為の抑止という政策目的の観点からは、例えば意図的な違反行為に対しては「やり得」以上の経済的不利益を賦課することも考えられるが、目的達成のために必要・合理的な金額を賦課すべきである。
- 賦課金額の算定に当たって、執行の負担が過重にならないものとする必要（迅速性の確保等）。（違反行為が意図的なものかそうでないかで区別したり、個々の事案に応じて賦課金額を算定したりするとなると、必要な調査・認定に時間がかかるおそれ。）
- 賦課金額を事業者に予測させ、事業者に与える萎縮効果を違反行為の抑止という政策目的のために必要十分なものとするなどの配慮も必要。
 - ⇒ 事業者に与える萎縮効果、消費者に与える不利益（表示が過度に抑制的になるおそれなど）を考慮し、また、違反行為者の主観を問わずに算定するとなると、賦課金額は、売上増による「やり得」に相当する金額とすることが考えられる。



- 賦課金額の基準とすべき額は、個々の事案毎に個別の方法により算定するのではなく、例えば、対象商品・役務の売上額に、違反行為を抑止するのに必要十分な水準となるような一定の率を乗じるという算定式により、一律に算定するのが適当ではないか。
- 具体的な算定率については、違反行為の抑止という政策目的の達成のために必要な措置として機能するように、過去の措置命令事案も踏まえ、適切に設定すべきではないか。

※ 無価値の商品・役務を、不当な表示を伴って提供した場合など、一般的な水準よりも「やり得」が多い場合もあり得るが、①事案に応じて異なる算定率とするために、不当表示の内容ごとに一定の類型化を図ることは困難であること(不当表示事案の内容及び程度は多様であること、迅速性の観点等)、②そもそもこのような場合は、不当表示による「やり得」というよりも、取引それ自体の詐欺的な要素による特別な「やり得」とも考えられることから、経済的不利益の賦課で対応するのではなく、民事訴訟(消費者裁判手続特例法を利用する場合を含む。)での対応によるべきと考えられる。(例えば、CO2排出権取引詐欺など)

第2 賦課金額の算定 ②加算・減算・減免措置

加算措置

○行政手法研究会取りまとめ

景品表示法上の措置命令は、特に再犯防止(同一事業者が不当表示を繰り返すことの防止)という観点からは、実効的に機能していると見られることもできる

○既存の課徴金制度における課徴金額の加算措置

独占禁止法：反復違反者又は主導的違反者に対する加算措置

金融商品取引法：反復違反者に対する加算措置

- 既存の制度と同様に、違反行為を的確に抑止するため、反復違反者に対して賦課金額を加算する制度を設けることも考えられるが、過去の措置命令事案を踏まえると、不当表示事案においては、措置命令を受けた事業者が不当表示を繰り返すことはさほど多くなく、違反行為者の反復違反を抑止する必要性が大きいとまではいえないことも踏まえる必要。
- 独占禁止法や金融商品取引法が想定する限定された場面とは異なり、商品・役務に関する表示は、事業活動において常に必要不可欠なものである点に留意する必要。(主観的要素(第1の②)の内容によっては、違反行為の抑止という政策目的の達成のために必要・合理的な範囲を超えた手段となるおそれ。)
- 反復違反とは異なる要素に基づく加算措置を設けるとしても、加算に当たって追加的な判断をする必要がある要素に基づく場合には、違反行為そのものとは別途の認定が必要となることから、執行の負担や制度の機動性に影響を及ぼすおそれがある。

減算・減免措置

○既存の課徴金制度における課徴金額の減算・減免措置

独占禁止法 : 早期離脱者に対する減算措置、自主申告者に対する減免措置

金融商品取引法 : 自主申告者に対する減算措置

○金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ報告～課徴金制度のあり方について～

企業による違反行為に対する課徴金について、違反行為を企業自身が自律的に防止・発見する体制の構築を促すとともに、将来に向けて再発を防止することが重要と考えられる。例えば、自社株売買等に係るインサイダー取引や発行開示書類・継続開示書類等の虚偽記載など、違反行為が繰り返される可能性があるものについては、自ら早期に発見し、当局に申告した場合などに限定して、減算措置を導入すべきである。

- 違反行為となる表示は明らかになっており、行政による調査で対応が可能な場合も多い。
もともと、自主的なコンプライアンス体制の構築の促進や違反事業者による自主申告の促進を目的として、減算措置(自主的申告者)を設けることは考えられるのではないか。
- 違反行為者が消費者に自主的返金を行った場合の対応については、被害回復の観点から別途制度設計の検討を行うこととすべき。
⇒ 仮に、減算措置を設けることとした場合、被害回復の観点からの制度設計の目的である自主的返金を行うインセンティブが削がれ、消費者に還元される金額が少なくなるおそれがある点を考慮する必要。
- 減算に当たって追加的な判断をする必要がある要素に基づく場合には、違反行為そのものとは別途の認定が必要となることから、執行の負担や制度の機動性に影響を及ぼすおそれがある。

対象期間

(参考)

○平成3年3月13日衆議院商工委員会における公正取引委員会事務局官房審議官の答弁

課徴金を算定するときには、そのカルテルの実行期間の売上額に一定率を掛けるわけでございますけれども、現在の制度のもとにおきましては、今御指摘いただきましたように初めの時期については限定がないわけですから、理論的には昭和五十二年までさかのぼれるわけでございます。

今回の改正法案におきましては、法律関係の社会的安定性という観点、あるいはまた長期にわたって売上額の報告を求めるといことは事業者に対しても必要以上の負担をかけるというようなことから、抑止効果という点から見て支障のない範囲で、実行期間としてさかのぼり得る期間に合理的な限定をすることとしているわけでございます。

具体的な期間を三年とした根拠でございますが、これは他の時効・除斥期間ですとか、それから事業者・官公庁の帳簿・書類の保存期間、それからカルテルの実際の存続期間というようなものを総合いたしまして三年と決めたわけでございます。

それから、その三年を超えるカルテルがあったかどうかという実態でございますけれども、実際にも、これまで課徴金納付の対象となった事件七十六件のうち、実行期間が三年を超えるものは四件でございます。今回、実行期間を限定するに際しましては、こうした点を入れたわけでございます。

- 対象期間を必要以上に長期間に設定することになれば、法的安定性を害するおそれがある。他方、対象期間が短期間に過ぎると、課徴金の賦課金額が違反行為の抑止という政策目的の観点から十分なものとならないおそれがある。
- 賦課金額の算定のために長期にわたる売上額の報告を求めることになれば、違反行為者に過度の負担をかけるとともに、必要な調査に係る執行の負担等も過大になることを考慮する必要。



違反行為者や執行の負担を見据えながら、違反行為の抑止という政策目的の達成のために必要な措置として機能するように、過去の措置命令事案も踏まえながら、適切な要件設定をすべきではないか。

第3 裁量性

裁量性(法適用、金額算定等)

○行政手法研究会取りまとめ

裁量的又は非裁量的のいずれの制度として設計するかについては、現行の制度…を参考としつつ、簡易迅速に行政処分を行う必要性や、賦課金の納付命令による執行負担などを考慮する必要がある。

- 裁量性については、措置命令を含めた景品表示法の適切な執行に資することになるか、また、違反行為の実効的な抑止に資することになるか、いずれにおいてもその要否について両論がある。
- 仮に政策的に裁量性の導入が望ましいとしても、裁量性の導入によって、刑罰的作用が生じること(賦課の有無や水準についての判断基準を違反行為者の非難可能性や責任の重さに求めることになるおそれ)の当否や、行政裁量の公平性・透明性を確保できるかなど、法制的に解決すべき課題が大きい。
- 経済的不利益の賦課に一般的な妥当性がないような事案を除外するために一定の裁量性を導入することが考えられるが、主観的要素や規模基準の設定により、同様の効果が期待できると考えられる。
- 事案に応じた柔軟・迅速な処理のため、賦課金額について、法律で上限とすべき額を定めた上で、反復違反などの要素を踏まえ裁量的に決定することが考えられる。もっとも、行政裁量の公平性・透明性の確保のため、ガイドライン等を設けて判断基準を明確にする必要がある。



裁量性の導入については、違反行為の実効的な抑止に資することとなるという指摘があることを踏まえつつも、法制的な課題が大きいことから、引き続き慎重な検討が必要ではないか。

調査権限

○行政手法研究会取りまとめ

課徴金制度が定められている独占禁止法、金融商品取引法、公認会計士法における調査権限(出頭命令、審尋、報告徴収、立入検査、提出命令等)も参考としながら、必要となる調査権限を検証し、導入する必要がある。もっとも、行政による調査権限は、最終的には行政処分等を行い、行政目的を達成するための手段であるから、その目的の範囲内で認められるものであり、調査を受ける事業者の利益保護も考慮しつつ検討する必要がある。

○現行法における調査権限

景品表示法 : 質問、報告徴収、立入検査、帳簿書類等提出命令
⇒ 1年以下の懲役又は300万円以下の罰金

独占禁止法 : 出頭命令、審尋、報告徴収、立入検査、帳簿書類等提出命令、鑑定、物件留置
⇒ 1年以下の懲役又は300万円以下の罰金

金融商品取引法(課徴金に関する調査) : 出頭要求、質問、報告徴収、立入検査
⇒ 立入検査忌避等:6月以下の懲役又は50万円以下の罰金、不出頭等:20万円以下の罰金

公認会計士法(違反行為に関する調査)(課徴金に関する調査について独自に定める権限はない。)
: 出頭命令、審問、報告徴収、立入検査、帳簿種類等提出命令、鑑定、物件留置
⇒ 30万円以下の過料



措置命令と同一の調査権限で足りるのではないか。

手続保障

○行政手法研究会取りまとめ

賦課金の納付命令に対する不服申立ては取消訴訟によるが、事前手続保障の観点からは、一定の事前手続を定めておく必要がある。その際、現行の制度を参考としつつ、一定の事前手続を定める等の結果として事件処理が長期化する可能性があることを踏まえ、措置命令及び賦課金制度の執行体制を十分整える必要があることに留意すべき

○行政手続法

金銭的不利益処分については事前手続を必要としない。(第13条第2項第4号)

○平成20年改正法案

措置命令と同一の手続とするとともに、事前手続を手厚くする観点から、事前の弁明の機会を付与。

○ 措置命令と経済的不利益の賦課処分が異なる手続保障の下で行われることとなる
と、同一の違反行為であるにもかかわらず別個の手続が必要となり、行政資源の活用が不効率なものとなるおそれがある。



措置命令と同一の手続保障(事前の弁明の機会の付与)とすることを
基本に検討すべきでないか。

徴収手続

○行政手法研究会取りまとめ

- ・ 課徴金制度が定められている独占禁止法は、国税滞納処分の例によることとされ、金融商品取引法及び公認会計士法は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令に従うとされていることとされている。これらを参考としながら、必要・適切な徴収手続について検討する必要がある。
- ・ 消費者法分野では、被害の防止と並び、被害を受けた消費者の救済(被害回復)が重要である。事業者が賦課金を納付することにより、被害者に対する被害回復のための原資が無くなるとすれば、被害回復が図られなくなることに注意が必要である。

○現行法における徴収手続等

独占禁止法 : 【徴収手続】 国税滞納処分の例による。

【請求権関係】 先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの。

金融商品取引法・公認会計士法 :

【徴収手続】 民事執行法その他強制手続に関する法令の規定に従う。

【請求権関係】 倒産手続において劣後的取扱いを受ける請求権とみなす。



経済的不利益の賦課処分の執行に必要な・適切な手続としつつ、被害回復にも資するため、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令によることとすべきではないか。

(国税滞納処分の例によることとし、経済的不利益の賦課に係る徴収金の先取特権の順位を国税及び地方税に次ぐものとする、事業者の倒産手続において、当該徴収金の請求権が消費者の損害賠償請求権よりも優先的に取り扱われるようになり、消費者の被害回復を害するおそれがある。)